

## 第9条 支払時期・方法と費用の変更

1. 留学料金の支払は、当社指定の口座に振込みその他当社指定の方法で、指定の期日までに入金してください。この場合の振込手数料等の支払に必要な費用はお客様に負担して頂きます。
2. 指定の期日までに料金全額が入金されない場合、当社は、IT留学プログラムへの参加をお断りする場合がございます。
3. 次の場合には、当社は、お客様に事前にお知らせの上、その差額だけ各種費用・代金を増額または減額することができますので予めご了承ください。増額の場合には、差額をお客様に負担して頂きます。減額の場合には、一切の返金をしないこととします。
  - 1) 為替相場が著しく変動した場合
  - 2) 現地税制が改定された場合

## 第10条 申込内容の変更

お客様は、当社に対し書面ないし電子メールにより渡航日の変更を申し出ることができます。この場合、当社が書面ないし電子メールにより当該変更申出を承諾したときに、申込内容について変更がなされます。

1. お客様都合により、契約成立後に申込内容を変更する場合には、変更手数料10,000円（税込）を申し受けます。
2. お客様都合により、申込内容の変更を希望される場合には、可能な限りお客様のご要望に添えるように努力しますが、当社が承諾できない場合がありますので予めご了承ください。
3. お客様都合による申込内容の変更に伴い、当社に損害が生じる場合には、お客様に変更手数料 10,000円（税込）とは別に損害額を請求させて頂く場合がございます。
4. お客様都合により、当初お申込み頂いたプログラム内容に関わる費用に差額が生じた場合  
・増額の場合には、差額をお支払い頂く場合がございます。  
・減額の場合には、変更手数料 10,000円（税込）を差し引いた差額を返金させて頂きます。

## 第11条 その他の事由による契約内容の変更

1. 提携パートナーの研修施設及び宿泊施設の定員、各種交通機関のスケジュールの変更または改正などの事由により、当社からお客様に伝達した日程、研修施設、宿泊施設、その他IT留学プログラム内容等は、お客様に事前にお知らせの上、変更されることがありますので 予めご了承ください。
2. お客様の都合により前項の変更に伴い費用が増加した場合には、お客様に事前にお知らせ の上、増加した費用を請求させて頂く場合がございます。
3. お客様の語学力等がIT留学プログラム参加に明らかに不足している等、IT留学プログラム参加に適した条件がお客様に備わっていないと当社が認めた場合には、当社は催告の上、当社からお客様に伝達した日程、コース、その他IT留学プログラムの内容を変更することができます。

## 第12条 返金および追加料金の支払い

お客様は、当社に対し書面ないし電子メールにより申込のキャンセルを申し出ることができます。この場合、当社が書面ないし電子メールにより当該キャンセル申出を承諾したときに、申込のキャンセルが成立致します。

1. 申込内容のキャンセルに伴い、下記の規約に基づき払い戻し(返金)の手続きを行います。また、コース料金以外の費用の一切の返金をしないこととします。

### 【留学開始前(渡航前)のキャンセル】

授業開始予定日の61日以前までのキャンセルは、解除料50,000円(税込)をお支払い頂きます。また、お客様より当社にキャンセルの申し出を頂いた時点で、すでにコース料金をお支払い済みの場合には、解除料50,000円(税込)を差し引いた差額を返金させて頂きます。期日までに着金の確認が取れない場合には、改めて解除料50,000円(税込)をお支払い頂きます。

- 1) 授業開始予定日の30日以前までのキャンセルは、コース料金の60%を返金致します。
- 2) 授業開始予定日の8日以前までのキャンセルは、コース料金の50%を返金致します。
- 3) 授業開始予定日の7日以内のキャンセルは、コース料金の40%を返金致します。

## 【留学開始後(渡航後)のキャンセル及び留学期間の短縮】

- 1) 授業開始後に留学期間をキャンセル及び短縮される場合は、未受講のコース及びプログラムの料金の30%を返金致します。ただし、残存留学期間が4週間以下の場合は一切の返金はございませんのでご了承ください。
- 2) 当社規則違反による退学の場合には一切の返金はございません。
- 3) 当初お申込みを頂いた期間分のコース料金を除くフィリピン・セブ島現地での諸費用( SSP申請費用、VISA費用、ACR-I Card、IDカード、ECC費用、光熱費等)は払い戻しいたしません。授業開始後にお客様が追加料金を必要とする変更を希望した場合、料金支払い後にサービスの提供を開始します。
- 4) 授業開始後にお申込頂いた条件よりも高価格のコースやお部屋のアップグレードをご希望の場合は、当社ないしは提携パートナーに差額をお支払い頂くことで、変更が可能となる場合がございます。なお、空室状況や講師の空き状況に応じて対応させて頂きますので、ご希望にそえない場合もある旨ご了承ください。また、当初お申込み頂いた条件より低価格のコースやお部屋のダウングレードの場合の返金はございません。
- 5) 返金において金融機関より徴収される手数料及び海外送金手数料は全てお客様の負担とします。
- 6) お客様がIT留学契約を解約した場合には、当社に対し、第1項に定める料金を、お客様が解約の申し入れをした月の末日に、当社指定の口座に振込送金する方法で支払って頂きます。この場合、振込手数料はお客様に負担して頂きます。
- 7) 当社がお客様から既に料金を受領している場合には、当社は第1項に定める料金を控除した残金を、お客様が解約の申し入れをした月の翌月末日に、お客様指定の金融機関口座に振込送金する方法で返金します。ただし、振込手数料は、お客様に負担して頂きます。

## 第13条 当社による解除

1. お客様が次の各号の一に該当する場合、当社は催告の上、本契約を解除することができます。
  - a. お客様から指定の期日までに必要な書類の提出がされないとき。
  - b. お客様から指定の期日までに必要な費用の支払いがされないとき。
  - c. お客様が当社に届け出た情報に、虚偽または重大な遺漏があることが判明したとき。
  - d. お客様が本契約または別途定める研修施設及び宿泊施設の各種規則に違反しているとき。
  - e. その他、当社が契約を解除することが適当であると認めたとき。
2. 前項に基づき、当社が契約を解除した場合、お客様に第12条に定める料金を支払って頂きます。
3. 当社が既に代金を受領している場合には、その手続きは第12条に従います。
4. 本条により当社が契約を解除した場合には、当社はお客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しません。

## 第14条 当社による無催告解除

1. お客様が次の各号の一に該当する場合、当社は催告することなく、IT留学契約を解除することができるものとします。
  - a. お客様が破産、民事再生、任意整理またはこれに類する手続を行い、またはその申立を受けたとき。
  - b. お客様が死亡、所在不明、または2週間以上にわたり連絡不能となったとき。

- c. お客様が契約を維持しがたい不信行為に及んだとき。
- d. お客様が反社会的勢力であると認められるとき、または反社会勢力であったと認められるとき。
- e. お客様自らまたは第三者を利用して、当社または他のお客様に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いるなどをしたとき。
- f. 当社もしくは他のお客様に対して、お客様自身が反社会勢力である旨を示し、または、自身の関係者が反社会勢力である旨を示したとき。
- g. お客様が留学期間中に当社の従業員と当社に関係なく、ビジネスなどの利益に関わるやりとりをしていると発覚したとき。
- h. お客様が自らまたは第三者を利用して、当社または他のお客様の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為をしたとき。
- i. お客様が自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、または妨害する恐れのあるとき。
- j. その他当社がやむをえない事由があると認めたとき。前項に基づき当社が契約を解除した場合、お客様に第12条に定める料金を支払って頂きます。

当社が既に代金を受領している場合には、その手続きは第12条に従います。本条により当社が契約を解除した場合には、当社はお客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しません。